

Title	輸出奨励の手段
Sub Title	
Author	気賀, 勘重
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.7 (1916. 7) ,p.973(77)- 996(100)
JaLC DOI	10.14991/001.19160701-0077
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160701-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アルに至る大天地は現在の獨逸聯邦の擴大したるものと異ならざるに至るべし、斯くして獨逸の鐵腕下に立つの巴爾幹は、其の近東政策及中東政策の根據地となり、更に又其の世界政策の重要堡壘とならん。巴爾幹問題が巴爾幹のみの問題に非ざるは既に久し。されど今や其の益々然るを見るなり。(完)

輸出獎勵の手段

氣 賀 勘 重

由來經濟政策上の施設には相互矛盾せるもの甚だ多し。經濟政策根本の目的は一般國民の福利増進に在ること勿論なりと雖も、然かも此見地よりして國內一定の利益又は事業に對し多少の保護若しくは制限を加ふるに當りては、勢ひ其一方に於て多少の不利益又は損害を蒙るもの、現はるゝを免る可らず。例せば農業經營の利便を確保せんとする水利法の規定が往々にして水運の發達、水力電氣事業の發展を多少制限することあるを免れざるが如き、將た或は鐵道交通の促進が大工業大商店の發達を助けて地方土着の手工業、小商店従業者の困厄を惹起すが如き、其他類例舉げ來れば殆ど際限あることなし。蓋し機に臨み事情に應じて一局部

一種類の利益を保護翼進しつゝ終局に於て合して以て全國民經濟の發達に資せしめんとする實際の施策上免る可らざるの成行にして、世間復た此矛盾を怪む者あるなし。唯當該施設の爲に直接に不利益を蒙る一局部一種類の人士の時に其矛盾を指摘して之を難することあるを見るのみ。

さはれ此矛盾の最も顯著にして、歴史上最も早く經濟的立策の上に現はれ、爾來現今に及びて益々明に認められしものは對外商業に對する政策なる可し。可及的外國生産物の輸入を妨遏すると同時に自國生産物の販路を可及的廣く且つ多く外國に求めんとする方針は對外貿易初まつて以來、各國當路者の殆ど悉く盡力せる所にして、其採用せる實際の施設こそ時勢に伴ふて變化したれども、其の根本の目的に至りては彼の重商主義の時代以來毫も異なる所なし。勿論單に一國のみの見地よりすれば輸入の防遏と輸出の促進とは決して相矛盾せるものに非ず。雖も貿易の對手國たる爾餘の邦國又等しく同一の希望を抱き同一の施設を畫しつゝあるより觀れば此兩目的を達せんとする一國の希望は恰も一國內に於て他の階級他の部類の利益の爲に毫も自家の利益を犠牲とすることなくして獨り自ら

自家の利益の爲に他の利益を犠牲に供せしめんとする一部階級一部種類の人士の希望施設と等しく一種の矛盾といはざるを得ず。惟ふに政治上に於ける一國の斯る主義的利己的の行動は遂に國交の斷絶を來さずんば止まざる可し。然るに經濟上に於ては各國何れも公々然斯る方針を榜標し、斯る施設を敢行して敢て憚る所なく、而して此種の施設は交通機關發達し國際貿易隆盛に赴ける當今に及んで益々精緻周密と爲り、經濟的利益爭奪の競争は日に益々激烈となるの狀あり。然かも口を開けば互に貿易の振張、利益の交換を力説して各自其矛盾を顧みざるの觀あるは正に當今の一奇觀といふ可し。

何れにもせよ、一面に於て周到なる注意を以て輸入即ち他國の輸出を防遏すると共に他の一面に於て自國の輸出を促進せんとするは方今世界各國の通態なり。獨り英國は其榜標せる自由貿易主義の見地よりして這次の大亂までは輸入に對して制限を加ふる所なかりしと雖も、併し輸出の發達に對しては苦心する所少なからず。輸出の消長は同國當路者及び國民一般の熱心注意する所たるの狀あり。惟ふに輸入の制遏に對して同國上下の顧慮する所なきは同國の生産力既に充分に

發達し爾餘諸國との競争に苦まざるの結果に外ならず。重要なる内國の産業が外國の同業者の爲に存立を危ふせらるゝもの陸續發生するに至らば幼稚なる産業の保護又は内國勞働保護の要求は等しく當路者をして輸入制限の施設を取らしめざれば止まざる可し。兎に角内國産業の保護國民勞働の翼進は斯の如く各國一般に有識的に苦心盡力する所なりと雖も、其保護翼進の爲に施す施設方法に至りては輸出と輸入の間全く趣を異にせるものあり。従つて其施設劃策それ〴〵に全く別種の手段たるの觀を呈し、根本に於て相抵觸せる種々の施設をして一見何等の矛盾なきものたるの觀あらしむるを見る。

蓋し輸入制遏に對する政策は國境を超えて自國領内に入り來るの商品に對する政策、換言すれば國家權力の及ぶ區域内に到達する貨物に對するの施設なるが故に、其施設は直接に充分の効果を擧ぐるに難からず。縦令ひ根本主眼たる内國産業の保護又は翼進の目的は或は充分に之を達し難き場合ありとするも、外國商品の輸入に對する禁止、關稅的制限又は一定商品の特惠等は國家の力に依りて適宜之を實行し得可きなり。然るに輸出の奨励に至りては事情全く之と異なり、當該商

品の到着地は全く國家權力の直接に及び難き區域に在りて其購買者は全く内國政治の圏外に屬するが故に、其販賣條件に對しては國家は何等直接の干渉を爲し得るものに非ず。國家の爲し得る所は輸出に際し國內に於て相當の便益を與ふるが若しくは國際關係の許す範圍に於て外國に適當の通商後援機關を設け又は外交機關の適當なる活動に依りて外國に對する内國商業家の活動に相當の利便を供するの外ある可らず。即ち其奨励促進の施設は輸入制限の場合の如く直接的の干渉に非ずして、唯、内國企業家の國外活動に便益を與へ間接的に其生産物の販路擴張に資するものに外ならざるなり。輸入制限に對する國家的施設が所謂關稅制度として經濟政策上頗る井然たる一大制度を爲せるものあるに反し輸出の促進に對する施設に斯の如く井然たる系統的の施設の今尙ほ見る可きものなきは蓋し之が爲なる可し。

然りと雖も輸出の促進は古來貿易國民の等しく熱望せる所にして、國民一般の之を渴望するは寧ろ輸入の制限以上に在り。自由貿易主義を理想とせる英國の極端なる同主義者すら尙ほ且つ輸出増進の爲には國家の最善を盡さんことを主張

するの一事又以て之を證す可きなり、従つて此促進の爲に古來今日に至るまで各國の當路者の劃策實施せる所甚だ少なからざるを見る。

二

然り而して單に此輸出促進の爲に施せる施設方法より觀れば其政策は古今の間頗る相類せるものなきに非ずと雖も、之を適用する其根本の主義精神に至りては當今の政策は往時に於ける重商主義の政策と全然相異なるものなきに非ず。蓋し往時の政策は一般に私人の企業經營に對して國家自ら其指導者後見者と爲るの精神に出づるを常とし、輸出入に對しても國家當路者自ら國家的利益の見地より之を指導制馭するを方針としたるが故に、其輸出奨励に當りては輸出を目的とせる各種の産業に對して輸出奨励金、補助金等の給與、原料輸出の制限等の手段に依り直接にそれらの企業に保護後援を與ふるを原則としたれども、當今に於ける輸出奨励策は全く之と異なり、對外貿易も其發達は内國商業と等しく國內に於ける私人企業家各自の自發的苦心と其企業的精神並に勤勉とに待たざる可らざるものなりと爲し、國家は唯、法律條約其他適當の施設に依り私人の自發的活動に

便利なる條件を制定するを以て政策の根本方針と爲すが故に、補助金奨励金等の直接的後援は縱令ひ多少其實ありとするも特殊の必要に應ずる例外的の施設に過ぎず、往時の如く一般の原則として之を認めたるものに非ざるなり。

欲望の種類益々複雑と爲り分業益々進みて産業の種類亦頗る複雑と爲れる當今の社會に於て、一々需要の存する所を指示し各種當業者を督奨してそれら其供給に盡力せしむるが如きは如何に明敏なる當路者と雖も到底能くし得る所に非ず。各自自己の利益に刺激されて虎視鷹眼需要の存する所を察してそれらの方面に專業的に活動する無數の企業家の自發的活動に依るに非ざれば、適當の方面に向つて適當の供給を爲すの一事は到底期待するを得ず。列國企業家の競争場裡に於て各自の輸出を促進せんとする各國家が私人企業家の自發的活動を以て其増進の第一、否な唯一の原動力たらしめんとする其政策の精神は眞に宜なりといふ可し。

然りと雖も各企業家の行動は何れの社會に於ても之を圍繞せる幾多の社會的條件に支配せられざるを得ず。一般人民の文化發達の程度、交通機關の發達、信用制

度の完備の程度、権利の保證其他の法律的安全の程度等凡そ此等の社會的條件の備不備は實に私人企業家の成功不成功を左右する根本の要件にして又同時に其企業行動を促進し又は沮止する大原因たるなり。然れば此等各種の條件を完備して各方面に於ける企業家の活動に便せんとする施設は、輒近各國の當路者の何れも其内國諸産業發達の爲に極力盡粹する所にして、鐵道水運其他の交通機關の完備、銀行貨幣取引所の制度の完成、普通及び専門教育の機關の大成等所謂の經濟政策上の施設は殆ど悉く此等企業家の活動に便し一般企業家の自由行動に對する各種の妨害を消除するを目的とするものに非ざるなし。而して此方面に於ける國家の施設す可き範圍は頗る廣く、所謂の生産發達の社會的條件は悉く國家的施設に依りて多少之を左右し得可きものあり。經濟方面に於ける國家行爲の最近數十年來著しく増加擴張し來れるは各國朝野の識者等しく此事實を認識するに至れるの結果にして、輸出促進上に於ける國家の施設も亦此方面に於て施す可きの劃策甚だ少なからざるなり。

唯、既に前にも云へるが如く、輸出品の販路は全く自國の領外に在りて國家權力の保護的施設は直接に其取引の上に及び難きものあるが故に、此方面に於て國家が内國産業保護の爲に施し得可き施設行動は自ら内國市場を目的とせる産業に對するが如く自由なるを得ず、其活動の範圍從つて又自ら制限せられざるを得ず。是れ對外輸出奨励の施設をして對内生産企業に對する政策と自ら撰を異にせしむる所以なれども、併し對外輸出の産業が彼我兩地の社會的條件に支配せらるゝは爾餘一般の産業と異なる所なく、輸出の難易は主として此等條件の良否に左右せらるゝが故に、苟も輸出を促進せんと欲せば國家は此方面に於て其力の許す限りの施設を試みざる可らず。而して恰も此方面に於て國家的施設の有効なる範圍は甚だ少なからず、否な國家の力に依るに非ざれば私人若しくは私人團體の容易に實行し得ざる施設甚だ少なからざるなり。

三

今之を輸出商工業者より觀れば、其事業の經營に取りて先づ第一に必要なは輸出先に於ける取引の安全なり。蓋し其取引たる自國々權の及ばざる外國に於て行はるゝものにして、其對手國は各自國の政治上社會上又は經濟上の理由より適

宜外國品の販賣又は外國人の營業に制限を加へ得可きが故に國家の力に依りそれらの外國に於ける商品の販賣並に營業に對する取引及び營業の安全を確保するに非ざれば如何に果敢なる輸出業者も其企業經營を躊躇せざるを得ず政治上劣弱なる邦國の輸出商業の兎角振はざるは畢竟斯る國家的保護の充分なるを得ざるが爲にして方今各國が通商條約に依りそれらの相手國と協定して只管自國臣民の對手國に於ける住居營業及び旅行の安全を確保し又適當なる關稅協約に依りて自國商品の爲に其販路開拓の條件を可及的輕易ならしむるに盡力するは一に之が爲なり。此點より觀れば自國商工業者の爲に可及的有利なる通商條約關稅條約を締結するは輸出促進上第一の必要手段にして其條約の規定條項は國內に於ける民法商法其他の法律の規定と等しく營業者に對して法律的安全の基礎を確立するものなると同時に又其自由活動の範圍を限定するものといふ可きなり。

併し通商條約に依りて輸出取引の法律的安全を保證せるのみにては未だ以て充分に輸出上に於ける私人企業の活動に對する社會的障害を撤去せりといふ可らず。適當なる信用機關の欠乏と交通聯絡の不完全とは往々にして私人企業の爲に超ゆ可らざる障害たること少なからず。蓋し法律習慣を異にし貨幣制度を異にせる地域に其販路を求むる場合に於ては其取引は適當なる信用機關の媒介援助を要すること國內取引よりも遙に大なるものあり又國際間の運輸交通は主として經濟上の必要のみを主とし國內交通の如く政治社交等の必要より其完成を期すること少なきが故に其設備聯絡は共に内地交通の如く充分なるを得ざるものあればなり。従つて輸出促進の手段として常路者の須らく力を致す可き方面は此交通及び信用の方面に存するを見る。

信用機關の發達は中央銀行を除くの外當今殆ど全く私人企業の活動範圍に委せられ外國取引に對する信用の媒介亦殆ど此種企業に依りて果たさるゝの狀あり。蓋し交易の發達に伴ひ銀行其他信用の媒介を事とする營業は相當に有利なる營業として存立し得るが故に内國市場に於けると等しく外國市場との取引に對しても亦特に國家の援助を要することなくして必要に應じ相當なる此種媒介機關の發達したる結果なる可しと雖も併し各一國の見地より觀れば斯る機關に依

りて最大の利便を受けつゝあるは其機關を設定したる國民に外ならず。換言すれば其輸出貿易の發達爾餘の諸國に先んじ、從つて他の諸國に先んじて其機關を設定するに至れる邦國の貿易業者は爲に至大の利益を收むるを得れども貿易上後進國の輸出業は萬事其先進國の銀行者時としては競争國たる先進國の信用機關に依頼せざるを得ず。其間の不便と不利益とは蓋し想像以上なる可し。自國の貿易の爲に自國人に依りて設けられたる信用機關の輸出業者に便利と利益を供する次第は我正金銀行の貿易發達に與へたる利益を見るも以て一般を推知す可し。縱令其經營に對し時に多少の非難あるにせよ正金銀行の活動が其創立以來我が貿易の發達に資したる偉績は復た疑ふものなかる可し。勿論斯く云へばとて吾人は敢て此種金融機關設の爲に政府自ら直接に其設立に當る可しといふに非ず。又政府の直接獎勵特種保護に依りて一種の特權銀行を設立す可しと主張するにも非ず。純然たる私人企業の自ら立ちて外國同業者と競争場裡に角逐し獨立獨歩の大機關を設定するに至らんことこそ吾人の最も希望する所なれども、經濟上殊に交易上後進國たる邦國の實業家に取りては當初より外國先進の同業者と對立する

こと時に甚だ困難なるの事情なきに非ず。又信用界の安全を主眼とする内國の銀行法規が時に金融業者の自由を拘束して海外に於ける其自由活动を制肘するが如き事情も存することなきに非ず。是に於てか、吾人は内國金融業者の海外發展に對する障害を撤去せんが爲に適當なる國家的施設を要求するの必ずしも不當に非ざるを覺ゆるなり。特種銀行の設立對外金融業者に對する適當の行政的後援其他直接間接の援助は何れも其援助が特に一私人一企業に私する過當の恩恵に非ずして、一般貿易促進の爲にする適當の程度に止まるものなる以上、一概に特惠として之を非難せずして可なる可し。

信用機關の設立及び其發達と等しく交通機關の設立及び發達も亦私人企業の活動に之を委し得可く、又斯くして相當の發達を遂げしめ得可きものに屬せり。唯、國內の交通機關は方今鐵道を除くの外殆ど悉く國家の直接經營に歸し、鐵道も亦之を國家の掌裡に收むるに至れる邦國多しと雖も、獨り外國との交通機關殊に海洋の交通に至りては今尙ほ殆ど私人企業の掌中に在り。而して此對外交通機關の發達は信用機關の場合と等しく先づ貿易先進國に起り主として其貿易に資する

の實あり。加ふるに交通機關の聯絡は信用機關の聯絡よりも交易の發達に取りて遙に必要なる必須の要件にして、自國と直接の交通聯絡なき邦國に對する貿易は概ね直接聯絡國との貿易の糟粕を嘗むるに過ぎざるの憾なきを得ず。商權の擴張に汲々たる邦國が輓近競ふて自國の對外航海業に莫大の補助を與へ、自國航海業の振張に熱中するの所以のものは一は、コーン教授の所謂國旗を海外に掲揚せんとする政治上の目的に在りとは云へ、主たる目的は依て以て自國の海外貿易殊に其輸出貿易に使せんとするに外ならざるなり。殊に近世の交通機關は往時と異なり之に要する資本の放下頗る巨大なるものあるを以て、將來大に有望なる邦國との貿易も其當初に在りては容易に航海業を維持繼續するを得ず、貿易の發達爲に起る可くして容易に起り得ざるが如き場合少なからず。斯る場合に於て國家先づ適當の補助に依り交通聯絡の途を開かしむるに於ては自國商品の販路擴張に資すること決して尠少に非ざる可し。航海業の國家的獎勵が信用機關の設定よりも遙に熱心に且つ一層直接的の保護に依りて行はるゝ又實に偶然に非ざるなり。其他内國に於ける鐵道の運賃制度を適宜按排して商品の國境に至る運賃を特に輕

減するが如き亦輸出促進の爲に頗る有效なる手段にして鐵道を國有とせる幾多の政府の現に實行しつゝある所たるなり。

通商條約と信用機關及び交通聯絡の完成とは國家が依つて以て其輸出を促進せんが爲に施す可き至要の施設に屬し、一般教育の促進殊に技術及び商業教育の促進と相俟ちて輸出に對する社會條件を改良する最重要の手段なり。即ち國家の此後援に依りて輸出商工業者は其活動の範圍を擴張せられ其企業經營に自由に手腕を振ふの便益を得る次第なれども併し、斯る條件の下に於ても外國市場に活動せんが爲には尙ほ一個人、一企業の容易に排除し難き幾多の困難の存するものあり。豫め外國市場の形勢を研究するに伴ふ困難と外國市場に對して聯絡を設定し且つ之を利用するに伴へる困難とは即ち是なり。而して此等の困難の排除に對して國家其他の公團體の施設は又大に貢獻し得る所あるなり。

四

輸出商工業者各員の爲に外國に於ける其商品の適否及需要額を精査し、其顧客の信用程度及び性格を調査し、其原料品の適當なる仕入先便利なる運送の方法等

を逐一審査して之を報告し各商工業者をして何等の苦心なく輸出業を經營するを得せしむるが如き完全なる調査報告の任務は如何なる公設の機關と雖も到底能くする所に非ず。斯る詳細の調査と配慮とは各當業者それづくに其營業經營に際して自ら局に當らざる可らざるものなること勿論なりと雖も、各種商品の市場一般の形勢を調査し、一般の信用状態及び法律關係を闡明して適當の報告を與へ又それのく、邦國それづくの地方に於ける關稅其他の租稅の關係、一定種商品の過不足、其需要額の主要等を報告して以て、當局企業家に海外市場の大勢を知らしめ、依つて以て其企業及び經營に便するの一事は公團體又は公共機關の能くし得る所に屬し、又場合に依りては外國に於ける債權取立其他の權利主張に關して輸出業者に適當の後援を與ふるが如きも此種機關の能くし得る所に屬せり。

然り而して此等各方面に關する各種の調査報告並に營業實行に對する各種の後援は當業者各員が獨立孤行獨り自ら蒐集し、獨り自ら活動するよりも遙に豊富正確且つ有力なるものにして適當なる公共機關に依り之を實行するに於ては輸出の促進に資すること決して少なからず。外國に於ける農商工業の一般又は特種の産業に關して適當の報告を供し、其運輸交通法律行政に關する制度を闡明すると同時に當業者の利益振張權利主張に對して有力なる後援を與へ得可き適當の機關を組織するは正に一定の社會的條件の下に於ける輸出促進策の主要手段と稱す可く、當今各國に於て輸出獎勵策として實施せらるゝ所亦概ね此外に出でざるなり。

五

此種の輸出獎勵機關は何れも固と私人の發意と組織に成れる私的團體に其端を發せるものなるが、爾來歲月の經過と共に國家其他の公團體の組織し援助する所となり、方今にては多くは一種の公共的機關と化するに至れり。今其主なるものを擧ぐれば商業博物館(商品陳列所)、在外商業會議所及び通商報告組織即ち是なり。就中、商業博物館は一八七四年初て維也納に設立されたる東洋博物館オリエントリッセンズムを其嚆矢として、爾來各國に其例を見るに至れるものに屬し、其職分は頗る廣汎なるを常とす。即ち先づ第一には原料及び商品の標本を蒐集し、之を審査し且つ陳列して以て公衆の觀覽に供し、一方に於ては其原産地を知らしむると共に内國に於ける其生

産を鼓吹獎勵するの資と爲し、又一方には内外國に輸入さるゝ生産物を示すと同時に外國に於ける其生産及び製造の方法を教ゆるの用に供するのみならず、更に進んでは博物館自ら内國及び外國に於て各種の共進會展覽會を開催するの任に當るの風あり。第二には外國市場に於ける各種商品の販路の存否、仕入先の所在、新なる商業上の機會、物價の狀態、鐵道船舶等運輸上の聯絡運賃の實狀、新奇なる製造方法、各種原料の新使用法、新種の商品、包装の方法、商習慣の實狀等に關する細大の報告を蒐集し且つ雜誌の發行、講演會、講習會の開催等に依りて此等の報告を可及的普く一般に普及するの任に當るのみならず、第三には此等の事項に關して各個人の請求に應じ所有する調査報告を供するの任に當る。其他外國にはそれ〴〵幾多の代理店及び報告事務所を置き又外國に於ける各種免許の取得各種商品の提供者の搜索、關稅問題、訴訟手續等に關しても各個人及び法人の爲に適宜の後援を興ふるの任に當るを見る。勿論、國に依り將た地方に依り、其職分には多少の相違あれど大體如上の行爲斡旋に依り外國市場に關する其廣汎なる智識を以て貿易業者殊に輸出業者の案内者と爲り後援者と爲るは何れの商業博物館も皆其歸を一に

せる所たるなり。

此輸出獎勵機關は前述の維也納東洋博物館の創設後幾何もなく一八八二年には白耳義の「ブルッセル」に於て初て商業博物館なる名稱の下に一般的の商品陳列所設立せられ、一八八六年には維也納の東洋博物館擴張されて一般的の商業博物館と爲り、翌一八八七年には匈牙利其例に倣ひ其首都に商業博物館を設くるに至れり。次で一八八九二年英國は其帝國領土内殊に植民地との商業促進の爲に所謂「イムペリアル・インスチテュート」なる商業博物館を設け、佛國は一八九八年所謂國立外國通商局ナショナル・オウライ・スプレッド・エグゼクティブなる特別機關を設け、米國は一八九五年、又伊太利は一八八四年何れも其例を追へり。獨り獨逸に於ては帝國商業博物館設定の議の風に一八八一年に起るゝるも其例も遂に成功するに至らず。併し輸出商品陳列所は一八八二年以來「スツットガルト」Stuttgart「フランクフルト」等を初めとして重なる商業地に數多設定せらるゝに至れるものあり。爾來各國の政府それ〴〵に或は其既設の規模を擴張し或は新に各地方に之を新設する等其規模施設に多少大小優劣の差こそあれ其發達の各國一般に見る可きものあるは惟ふに各國の朝野の等しく其効果を認めたるの結果に外ならざ

る可し。

次に外國に於ける商業會議所は内地の商業會議所と等しく商業當事者の利益代表機關にして、其主たる目的は外國に居住せる商人の有力なる後援者と爲り此等商人の爲に當局官憲との交渉、裁判事件等の場合に適當の斡旋を爲し、又各種の必要な報告を供するに在れども、其他又一方に於ては本國との商取引を促進し駐在領事に後援を與へ本國に於ける輸出獎勵機關を援助する等の任に當り、以て本國産業の海外發展に資するを常とす。國家公認否な國立の商業會議所を外國に設立したるは一八七〇年奧國政府が其商業會議所を「コンスタンチノーブル」に設けたるを濫觴とす。其後一八八〇年代に及びて佛國先づ著名の歐洲商業地各處、地中海沿岸の諸都市並に南米の各地に其商業會議所を設立し、白耳義伊太利、奧國、北米合衆國、露西亞其他の諸邦又相次で佛國の例に倣ひ外國各地に各自其商業會議所を設くるに至れり。而して英國の如きは當今其所領殖民地の都市に於て二百個所、外國に於て十個所の國立商業會議所を有せるの有様なりといふ。又以て其發達を見るに足らん。

更に通商報告即ち貿易の發達に關係を有する各種報告を蒐集公示するの組織に至りては從來既に久しく當國の官廳自ら其局に當れるの狀あり。通商に關する領事の調査報告は即ち其主たるものにして、領事は一般に内國の工業及び貿易に取りて重大の關係ありと認む可き一切の事實及び變動に關し、絶えず正確なる調査報告を本國政府に致す可き職分を有するなり。然れど領事は通商報告以外尙ほ他に重要な幾多の職分を有するが故に、其經濟上の報告は常に必ずしも迅速完全且つ精緻なるを得ず。動々もすれば新聞雜誌等爾餘の私的報告に劣るを免れずして、之を實際的通商の用に供するには餘りに遅緩且つ不確實なるの憾なきに非ず。然れば晩近に至り領事の傍に専門の通商報告官を附して領事の欠を補はしめんとする組織の幾多邦國に實施せらるゝに至れるものあり、更に又英米獨伊奧等の諸國にては領事と全く別種なる特別の貿易事務官を各地に派遣して其駐在の通商貿易上の變動を斷えず報告するの任に當らしむるに至れるを見る。

其他國に依りては商務局其他の官廳自ら通商報告の機關として其職に任ずることあり。蓋し商業會議所は數個の例外を除くの外方今何れも國設の機關にして

商務局の一部分を構成するか若しくは其所屬機關たるの常なれども、商業會議所が斯の如く商務局の直轄に屬せざる場合に在りては商務局自ら商業會議所と相並んで調査報告の一機關として作用すること少からず。伊太利に於て一八九五年以來商務省内に一個の通商報告局の設置されたるが如き即ち其一例にして、獨逸帝國が通商政策上の報導任務一切を其内務省内の一局に集中し、公刊物及び調査報導に依りて之を公衆一般の用に供せるが如きも亦其變態なり。其他領事報告、貿易事務官の報告並に通商關係に影響ある外國の立法行政に關する報告等を集めて之を公刊し一般商工業者の用に供するは方今各國の政府一般に實行しつゝある所に屬せり。

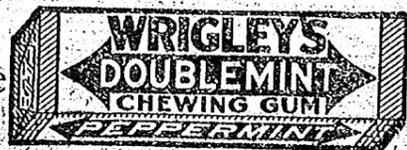
六

一國の政策が輸出促進の方策として施し得可き施設は大略以上述べたるが如し。由來其根底に於て一種の矛盾を包藏せる内國生産物の輸出獎勵は外國に於ける同一精神に基ける政策の爲に既に大に其有效範圍を制限せられざるを得ず。其施設範圍は内國工業促進の政策と等しく企業經營に對する各種の障害を可及的

排除し外國市場に關する正確なる智識を可及的廣く普及し、且つ權利の侵害に對して正當なる保護と豫防を確保するの外に出でず。此局限されたる保護以外に更に一層の保護を望むもそれは國家の能くし得る所に非ず。縱令ひ當路者の國家萬能を信じて更に進みたる保護干渉を試みんとする者ありとするも、其結果は國內に於ては一部階級又は一定人士の特惠保護に陥りて爾餘一般企業家の奮起活動を妨害するに至るか、或は外國に於ける同様の手段又は他の報復手段に依りて其効果を抹殺し去らるゝを免れざる可し。

何れにしても輸出上に於ける國家的保護獎勵の手段並に其効果は頗る局限されたるものなり。従つて輸出の増進如何は實に主として輸出商工業家各自の發奮努力に待たざる可らず。企業家自ら進んで外國の競争場裡に侵入し、此に外國同業者と角逐して覇を争ふの氣概と決心とを有するに非ずんば、千百の國家的保護獎勵も復た何等の効果なかる可し。國家の保護は單に其活動を容易ならしむる一種の補助手段に過ぎず。其補助手段の功を奏すると否とは一に懸りて當業者の努力奮闘如何に在り。一にも政府、二にも國家と只管國家の保護特惠をのみ要求するが

WRIGLEY'S CHEWING GUM



"Give me some

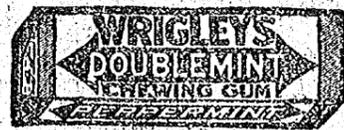
"Why do you think I have any?"

"Because your good teeth show you chew it"

"It's fine for teeth and gums beneath."

This mouth refreshing, teeth preserving dainty is welcome everywhere. While you are enjoying this delicious breath purifying mint leaf juice, don't forget that others like it too. So buy it, take it—send it—give it—by the box.

It costs less and it's there when it's wanted.



Every stick of improves teeth, gums, breath, appetite and digestion.

The Ten a Package and a Package Contains Five Sticks.

Wm. Wrigley Jr. Company.

TOKYO OFFICE:

No. 8, Minami-Kinrokuchō, Kyōbashi-ku, Tokyo.

如きは眞に輸出を進むるの途に非ず、方今の政策が個人の自發的活動を以て經濟發達の原動力と看做すは何れの方面に於ても異なるなし、而して國家的保護の效力の特に局限されたる輸出の上に於ては此原動力の作用は殊に至要のものたるなり。

今や歐洲の大亂に際し戰後に於ける經濟政策上の施設として國產奨励輸出促進の手段方法の一般に討究論議さるゝに當りては吾人は一般企業家に對し國家的保護の有効に及び得可き範圍を確認して自家の行動を決定せんことを切望すると共に立法行政の當局者に對しても亦能く此範圍を確認し、徒に形式の未に馳せ又は保護の範圍の洽からんことに苦心して施設方面の多種多様ならんことを計るなく、其局限されたる適當の範圍に於て忠實に且つ精密に保護奨励の手段に盡さんことを望むこと頗る切なり、而して此局限されたる範圍内に於ても忠實に其施設を行ふに於ては當路者の爲す可き任務は決して少なきを憂へざるなり。